下請工事完了後チェックリスト

年 月 日

(当該下請工事における元請人) 商号・名称 代表者

契約相手方(下請)の商号・名称

	項目		は	い	いいえ
1	下請への支払いは契約書に従い適切に行った。				
2	完成検査は、下請からの完成通知後20日以内に実施した。				
3	完成検査終了後、直ちに下請から工事目的物の引渡しを受けた。				
4	下請への代金支払いは、注文者から請負代金の部分払又は工事完 了後における支払を受けたときから1か月以内に行った。 ただし、自身が特定建設業者であり、下請が一般建設業者かつ資 本金4,000万円未満である場合は、上記にかかわらず、下請から引 渡しの申し出を受けた日から50日以内に代金の支払いを行った。				
5	下請への代金支払いに手形払を併用する場合、手形期間 は90日以内(事情がある場合でも120日以内)とした。	90日以内			
6	下請は、社会保険等加入者(加入義務のない者を含む。)である。				
7	その他、法令や福島県元請・下請適正化指導要綱に抵触する事実はなかった。				

[記入上の注意]

- 1 県発注工事に係る全ての下請契約 (※1) について、各々の元請 (※2) が自ら下請 発注した工事の完了後に、上記の項目を確認すること。
- 2 県から直接工事を請け負った元請は、当該工事の全ての下請契約 (※1) に係る本チェックリストを取りまとめの上、下請負報告書提出時に県に提出すること。
- 3 「いいえ」の欄に該当がある場合は、法令等に違反しているおそれがあるので、直ち に改善すること。
- ※1 「全ての下請契約」には2次下請以降における下請契約も含む。
- ※2 「各々の元請」には県から直接工事を請け負った元請だけでなく、2次下請以降 におけるそれぞれの元請も含む。(例えば2次下請契約においては1次下請人が元 請、2次下請人が下請である。)